

平成 2 5 年度

第 5 回東京都食品安全審議会検討部会

日時：平成 2 6 年 3 月 2 8 日（金）午後 1 時 5 分～

場所：東京都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 4

午後 1 時 5 分開会

【田崎食品監視課長】 それでは、大変長らくお待たせいたしました。ただいまから、平成 25 年度第 5 回東京都食品安全審議会検討部会を開催させていただきます。

私、福祉保健局の健康安全部食品監視課長、田崎でございます。後ほど、部会長を選出させていただきますが、それまでの間、私の方で司会を進めさせていただきます。

それでは、座って進めさせていただきます。

委員の皆様におきましては、快く委員をお引き受けいただきましてどうもありがとうございます。また、この検討部会のために、委員として別途ご就任いただきました廣瀬委員、それから森田委員には、机上に委嘱状が配付してございます。どうぞご確認していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本部会の審議内容につきましては、配付資料、そして委員のご発言等々、記録した議事録を含めて原則公開となっておりますので、ご承知おきくださいませ。また、資料の取り扱いにつきましては、支障のある場合にはその都度お諮りさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。

本会につきましては、東京都食品安全審議会規則第 6 条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができないことになっております。ただいま、ご出席の委員は 9 名中 6 名でございます。過半数に達しており、定数に達していることを報告させていただきます。なお、竹内委員につきましては事前にご欠席の旨ご連絡をいただいております。

続きまして、本日、初めての部会でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元に委員名簿がございます。こちらをお開き願えますでしょうか。座席表がございますので、参考にさせていただければと思います。

それでは名簿に従いまして、ご紹介をさせていただきます。

まず、日本チェーンストア協会の泉谷委員でございます。

【泉谷委員】 チェーンストア協会の泉谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 続きまして、元東京都衛生局薬務部長の大屋委員でございます。

【大屋委員】 大屋でございます。よろしくお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 毎日新聞社の小島委員は遅れていらっしゃると思います。続きまして、公募委員の佐々木委員も遅れております。

それから、財団法人、食品産業センター花澤委員でございます。

【花澤委員】 花澤でございます。よろしくお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 続きまして、一般社団法人東京都食品衛生協会、廣瀬委員でございます。

【廣瀬委員】 廣瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 消費生活コンサルタントでいらっしゃいます、森田委員でございます。

【森田委員】 森田でございます。よろしくお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 東京消費者団体連絡センターの矢野委員でございます。

【矢野委員】 矢野でございます。よろしく願いいたします。

【田崎食品監視課長】 続きまして、事務局の職員を紹介いたします。事務局職員の名簿を裏面に印刷してございます。まず、福祉保健局健康安全部長、中谷でございます。

【中谷健康安全部長】 中谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【田崎食品監視課長】 続きまして、福祉保健局食品医薬品安全担当部長、古屋でございます。

【古屋食品医薬品安全担当部長】 古屋でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

【田崎食品監視課長】 事務局職員につきましては、以下名簿のとおりでございますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

今、小島委員が到着されました。毎日新聞社の小島委員でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、議事に入る前に、中谷健康安全部長よりご挨拶申し上げます。

【中谷健康安全部長】 皆様、こんにちは。健康安全部の中谷でございます。本日は年度末の大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、皆様方には日ごろから東京都の食品衛生行政にご協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。

さて、先月の14日でございますが、その時に開催いたしました食品安全審議会におきまして、東京都食品安全推進計画の改定について、知事から諮問をさせていただきました。

審議会ではこの諮問に関する検討事項につきましては、より専門的な立場からの議論が必要であることから、本検討部会を設置し、具体的なご討議をお願いすることになりました。その後、西島会長とご相談をさせていただきまして、都の食品安全行政や食品表示等に精通をされているお二方の委員、先ほどご紹介がございましたが、委員として加わっていただくことになりました。皆様方におかれましては、検討部会の委員を快くお引き受けをいただけたことに、改めて御礼を申し上げます。

これからご審議をいただく食品安全推進計画でございますが、5年計画として、第1期が平成17年に計画を策定してございます。その後、第2期として平成22年に現行の計画に改定をしております。都はこの計画に基づきまして、食品の安全を取り巻くさまざまな課題に対しまして、総合的かつ計画的に施策を推進してきたところでございます。委員の皆様には現行の計画の評価に加えて、今後の食品に関するさまざまな動向を見据えた、時代に即した計画への改定について、活発なご討議をお願いしたいと存じます。

最後に、今後とも都の食品安全行政に対するお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願い申し上げます。

【田崎食品監視課長】 それでは、ただいまから部会長の選出をお願いしたいと存じます。審議会規則第6条によりまして、本部会には部会長をおくことになっており

ます。また、部会長は、委員が互選することになっておりますので、いかがいたしましょうか。

はい、廣瀬委員、お願いします。

【廣瀬委員】 僭越ですけれども、大屋委員を推薦をさせていただきたいと思えます。大屋委員は審議会副会長を務めてらっしゃいまして、食品安全初め、それを取り巻くいわゆる生活環境等について、非常に造詣の深い方でいらっしゃいまして、この計画をまとめるに当たって、大変ふさわしい方だと思います。また、いずれ審議会でこれが検討されるということを考えますと、やはり副会長さんに、ここの部会長を務めていただくというのが一番いいのかなと思います。

大屋さんを一応、私は推薦をさせていただきたいと思えます。

【田崎食品監視課長】 ただいま、大屋委員を部会長に推薦するとのことご発言、廣瀬委員からございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【田崎食品監視課長】 ありがとうございます。それでは、大屋委員に部会長をお引き受けいただきたいと存じます。

大屋部会長、部会長席にお進み願いたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

それでは早速でございますけれども、大屋部会長のほうから一言ご挨拶をいただき、以下の進行をよろしくお願いい申し上げます。

【大屋部会長】 承知いたしました。

ただいま、本部会の進行役を仰せつかりました。私、もとより微力でございますので、皆さんのご支援、ご協力を賜りまして、また、皆様とともに、食品安全審議会から付託された事項につきまして、その責任を果たしてまいりたいと考えております。どうぞ、皆様の忌憚のないご意見と活発な論議をよろしくお願いいいたします。

それでは早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。その前に事務局から、配付資料について確認をお願いいいたします。

【田崎食品監視課長】 それでは、本日の配付資料でございます。まず議事次第。お手元でございます。次に、委員と事務局の名簿。先ほどご紹介させていただきました。座席表。それから審議会関係条例がそれぞれ1枚紙でお配りさせていただいております。そして資料でございますが、資料につきましては1から5まで。それから大きなA3の大きな資料がございまして、参考資料は1から4までと。あと、机上の資料としまして、推進計画の冊子をお配りしております。

以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。配付された資料で過不足のものはございませんでしょうか。

ないようでしたらこれより本日の議題であります、東京都食品安全推進計画の改定について審議に入りたいと思えますが、限られた時間で効率的な検討を進めるために、まず検討のスケジュールを確認しておきたいと思えます。

当部会としては、7月に中間のまとめ案、10月に答申案を審議会に報告することが検討スケジュールとして予定されております。委員の皆様にはそれを踏まえた上で、ご議論いただきたいと思います。事務局から今後の検討スケジュールについて説

明をお願いいたしたいと思います。

【田崎食品監視課長】 それでは、スケジュールにつきまして説明させていただきます。資料1をご覧ください。スケジュールの案とさせていただきます。

既に第3回の審議会の2月14日に諮問しておりまして、本日が平成25年度第5回の検討部会になっております。本日は基本施策の検討、これが終了した後にさまざまなご意見を踏まえて、26年度第1回目の検討部会、こちらで本日議論した内容の確認と合わせて、重点的、優先的に取り組む施策の選定をしていただく予定でございます。

その選定が終わった後に、6月から7月にかけて、第2回目の検討部会を開催させていただいて、答申案をここで中間まとめとして取りまとめ、本会議の審議会の方にそちらの答申案を報告させていただくという手続を取らせて頂きたいと考えております。

そして審議会です承が得られれば、8月・9月に、答申案の中間まとめとして、審議会としてのパブリックコメントを求め、そしてさらに、もう一度検討部会の方に、9月・10月に、その答申案について修正点等ございますれば、ここで改めて検討させていただいた上で、10月・11月に2回目の親会議、審議会の方を開催させていただいて、ここで内容について、知事への答申を頂戴するという予定でございます。

その後は答申につきまして、今度は行政の方で答申に沿って推進計画を策定するというので、今度は計画につきまして、またさらにパブコメを実施させていただき、新年度の27年度に向けまして計画を改定していくと、こういう段取りを考えております。

以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。ただいま検討スケジュールについて説明がありましたが、これに関して何かご質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、このようなスケジュールに基づいて本部会では検討をしてみたいと思います。

それでは、続いて本日の議題の東京都食品安全推進計画の改定について、事務局から説明をお願いいたします。

【高橋食品安全担当係長】 食品監視課食品安全担当係長の高橋と申します。よろしく申し上げます。私から、東京都食品安全推進計画の改定に向けた考え方についてご説明させていただきます。

まず、使います資料は、資料2から4までとなります。

資料2でございますけれども、A3の横の資料となっておりますのでご覧ください。東京都食品安全推進計画の改定に向けた考え方ですけれども、上段に食品安全推進計画改定の基本的な考え方、それから中段以降に基本施策・戦略的プランの見直しの考え方とあります。

まず上段の、食品安全推進計画改定の基本的な考え方でございますけれども、こちらには推進計画の改定に向けた、全体的な考え方の案をお示ししております。左端に位置づけとありますが、推進計画は東京都食品安全条例に基づいて策定しております。条例では推進計画で定める事項につきまして、2点定められております。1点目

は食品の安全確保に関する施策の方向、それから2点目としては、その他、食品の安全に関する重要事項と、この2点となっております。

このような条例の位置づけを踏まえまして、矢印の先に次期計画の体系の案、それから計画の期間の案と記載しております。

まず、真ん中にあります計画の体系の案ですけれども、現行の推進計画は、具体的な施策としまして、基本施策、それから戦略的プランと、大きく2つございます。基本施策は、庁内の関係各局が取り組んでいる食品の安全確保に関する全ての施策ということになります。それから戦略的プランは、現行の推進計画を策定する際に明らかとなった課題、こういった課題に対して重点的・優先的に取り組む施策を戦略的プランとして位置づけています。

次期計画の体系を検討していくに当たりましては、まず基本施策について検討を行い、次にその中から重点的・優先的に取り組む施策を選定してはいかかかということ、案としてお示ししております。

次に、計画の期間ですけれども、体系（案）の右側に平成27年度から31年度の5カ年の中期計画ということをお示ししております。

推進計画は、初めて策定したのが平成17年の3月でございまして、平成17年度から21年度までの5年間、その後改定を行いまして、現行の計画では22年度から26年度の5年間としております。食品の安全に関する技術の発展ですとか、制度の改正、こういったことを見据えますと、平成27年度以降の次期計画につきましても、5カ年の中期計画としてはどうかというふうに考えております。

以上が、計画改定に向けた、基本的な考え方の案ということになります。

次に、中段以降の現行の計画の基本施策、それから戦略的プランの見直しの考え方となります。計画の体系で、基本施策、それから重点的・優先的に取り組む施策という体系の案をお示ししておりますけれども、その施策を具体的に検討していく、そういったときの考え方となっております。

資料の中段の左側に、食品安全を取り巻く現状・今後の動向とあります。

ここでは、現行の推進計画がスタートしました平成22年度以降の食品に関する事件・事故、それと、今後の動向、こういったものを記載してあります。

まず、食品に関する事件・事故ですけれども、3点挙げております。

1点目が重篤または大規模な事件の発生ですけれども、食中毒としては、依然として多くの発生があるノロウイルス、それとカンピロバクター、また焼き肉のチェーン店ですとか白菜の浅漬けで発生しましたO157、こういった事例を挙げております。さらに昨年末に、冷凍食品への農薬混入事件が発生しております。

2点目としまして、偽装・誤表示の発生です。産地などの偽装表示ですとか、アレルギー表示の欠落、こういった不適正表示が見受けられているという状況です。

3点目としまして、食品中の放射性物質です。平成23年3月に発生しました原子力発電所の事故以来、東京都でも都内産の農産物ですとか、都内の流通食品、こういったものへの対応を行っております。

次に今後の動向ですけれども、こちらも主なものとして3点挙げさせていただいております。

1点目として、食品表示法の施行です。食品表示法は、食品衛生法、JAS法、それから健康増進法の食品表示にかかる基準を一元化した法律でして、昨年6月に公布されております。公布から2年を超えない範囲で施行するという事になっておりますので、平成27年6月までに施行されることとなります。こういったことを見据えますと、消費者や事業者に対する一元的な対応ですとか、国や他の自治体、各局との連携がより必要になることが考えられます。

2点目ですが、自主的衛生管理の普及拡大です。ハサップに基づく衛生管理システムの普及とありますけれども、昨年6月に政府が閣議決定しました日本再興戦略、こちらで日本の食品の安全・安心を世界に発信するため、海外の安全基準に対応するハサップシステムの普及を図るとしております。そのため、今後国内でも、こういった自主的衛生管理の普及拡大といったものが見込まれております。

3点目に、進展する食品流通のグローバル化として、経済の自由化に伴う食品の輸出入の増加としてあります。輸出入と、輸出についても記載したのは、先ほどの日本再興戦略、こちらでも日本の食品の輸出を促進するとありますので、今後の動向として記載させていただきました。

次に、基本施策についてでございますが、資料の真ん中に記載してありますけれども、これまでの実績ですとか、今後の動向を勘案して、その内容、それから施策の柱、こういったものを検討していくことを考えております。本日後ほど、具体的にご検討いただきたいと思いますと考えております。参考としまして、現行の基本施策が記載されておりますけれども、次の資料3で一覧となっておりますので、資料3をご覧ください。

資料3は、現行の基本施策を一覧としたものでして、食品の生産から消費に至る各段階で、庁内の関係各局が取り組んでいる食品の安全確保にかかる全ての施策を体系化したものとなります。

資料の左に施策の柱が1から4まで記載してあります。この施策の柱は1から3、これが食品安全条例の基本理念に対応する形となっております。食品安全条例の基本理念、これにつきましては、机上にお配りしております推進計画の冊子、ここの2ページ目に記載してございます。2ページ目と合わせてご覧いただければと思いますけれども、中ほどに丸で3つほど、3つの基本理念と書いてあります。

まず1つ目の基本理念が、事業者責任を基礎とする安全確保です。これに対応する施策の柱が、資料3の左端の一番上にあります柱1、事業者責任による食品の安全確保です。この施策の柱1は、さらに2つの分類、真ん中に楕円で囲ってありますけれども、「事業者の自主的衛生管理の推進」、それから、「事業者に対する技術的支援」と、2つの分類に分かれておりまして、その下に全部で10個の基本施策がござります。

2つ目の条例の基本理念が、科学的知見に基づく安全確保でございまして、対応する施策の柱としては、柱2の生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止となります。こちらも3つの分類に分かれておりまして、「情報の収集、整理、分析及び評価の推進」、「食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実」、「緊急時の体制整備」。この3つの分類の下に、全部で19個の基本施策がござります。

3つ目の条例の基本理念が、相互理解と協力に基づく安全確保となっております、

対応する施策の柱としては、柱3、関係者による相互理解と協力の推進となっております。こちらにもさらに4つの分類に分かれております。「食品表示の適正化の推進」、「教育・学習の推進」、「情報の共有化、意見の交流等の推進」、「都民及び事業者の意見の反映」。この分類のもとに、11個の基本施策がございます。

施策の柱4は、柱という形で並列になっておりますけれども、資料3の下に書いてあるとおり、安全を確保する施策の基盤づくりという位置づけになっておりまして、施策の柱1から3の基盤となる施策となっております。分類としましては3つになっております。「基盤となる調査研究・技術開発」、「人材の育成」、「区市町村、国等との連携」、この3つの分類になっておりまして、その下に全部で9つの基本施策がございます。

以上が基本施策の体系でございまして、食品の生産から消費に至る各段階での安全確保を図る施策、これが全て網羅された形で体系化されたものとなっております。

資料2の、A3の資料に戻っていただきまして、中段の右側ですけれども、重点的・優先的に取り組む施策についてとあります。こちらの検討につきましては次回の検討部会以降に行うことを考えております。考え方としましては、本日検討していただく基本施策、この中から重点的・優先的に取り組む施策を選定していくと、こういうことを考えております。この施策は現行の推進計画では戦略的プランと位置づけておりまして、その下に参考としまして、現行の9つのプランが記載しております。

現行の戦略的プランにつきましては、審議会で定期的に進捗状況の報告を行っております。先月14日に開催されました食品安全審議会においても、戦略的プランの進捗状況の報告を行っております。その際に、各委員から寄せられたご意見、ご質問を資料4にまとめてあります。ご紹介させていただきますので、資料4をご覧ください。

まず、戦略的プラン1、GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進です。こちらにつきましては2件のご意見、ご質問が寄せられております。

1つ目ですけれども、生産情報提供食品事業者登録制度、この登録数の減少と、こういったものをどのように考えているのかというご質問です。

事務局からは、登録の更新が減っているということと、更新をしない方はハサップなど他の取り組みを行っており、業界の在り方も変わってきているので、今後、制度の在り方を検討していきたいと回答しております。

2つ目は、制度の見直しに当たっては、生産資材の高騰といったものもあるので、情報収集しながら進めていただきたいというご意見です。

戦略的プラン2、事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進です。事業者に対するコンプライアンス意識向上セミナー、これが平成24年度以降開催されていないと、こういったことに関するご質問がありました。

事務局から、事業者のコンプライアンスは、非常に重要であると認識しているので、毎年度、食品衛生法に基づいて策定している監視指導計画でも、意識向上を徹底させていく予定であると、こういった旨の回答をしております。

戦略的プラン3、緊急時における危機管理体制の整備です。2つのご質問、ご意見がございましたが、両方とも昨年末に発生しましたアクリフーズの群馬工場での冷凍

食品への農薬混入、これにかかるものでした。

1つ目は、事件発生時に都庁内で緊急連絡会議、こういったものを開催するなど、対応はどうであったのかというものです。

事務局からは、緊急連絡会議は開催していないのですが、12月29日、これはアクリフーズが最初に報道発表した日になりますけれども、この日に情報を探知してから、情報収集を行いまして、自主回収等の対応についてホームページで情報提供を行ったと、そういった旨の回答を行っております。

2つ目は、この事件の背景にあるもの、こういったことについても会議で取り上げて、できる対応をしていただきたいというご意見でした。

次のページをご覧ください。戦略的プラン5、「健康食品」による健康被害の防止です。3つのご質問やご意見がございました。

1つ目は、健康食品の調査で違反率が高い、こういうことをどう考えているのか、また、国への要求などは行っているのかといったご質問です。

事務局から、全国的な問題であるため、健康被害を防止するために消費者が正しく利用できるような法的位置づけをしっかりとすると、こういったような国への提案要求をしていると回答してあります。

2つ目は、健康食品の慢性的な影響ですとか、新たな機能性表示、業界の動き、健康被害等について、よく考えて対応を進めていただきたいというご意見でした。

3つ目は、厚生労働省が注意喚起した後に、個人輸入した健康食品で健康被害が発生していると、こういった事例もあって、行政対応が不可能なものもあるので、リスクコミュニケーションが課題であるというご意見でした。

戦略的プラン6は、輸入食品の安全確保対策の充実となっておりますけれども、農薬だけではなくて、飼料添加物ですとか、放射線照射、こういったことについても配慮していただきたいというご意見がございました。

戦略的プラン7は、食物アレルギーに関する理解の促進です。今年度作成しました「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」の全教職員への配布、こちらを評価していただいております。

戦略的プラン8、食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進ですけれども、メニューの偽装表示、それから景品表示法の範疇のものとの推進計画での捉え方はどうなっているのかというご質問がございました。

事務局からは、現在、消費者庁がガイドラインの作成を進めているということと食品安全という視点から、どのように推進計画に盛り込めるのかということが、今後検討していく必要があると回答しております。

なお、資料には記載していないのですが、2月の審議会での審議のことで、1点訂正がございました。

戦略的プラン8の内容で、本日の検討部会の委員でもございます佐々木委員から、消費生活調査員の研修会の内容についてご質問がございました。この研修会は年3回実施しております、その内容がどのようなものであったのかというご質問でして、その際事務局から毎回違う内容の研修を3回行っていると、そういった旨の回答をしております。

しかし、再度確認しましたが、内容が同一なものとなっております。これは、消費生活調査員制度、この制度というものが基本施策の31番目の施策に位置づけられておりますけれども、食品ですとか生活用品、サービスの表示、それと計量に関する法律の遵守状況を都民の方に調査していただくという制度でございます。

このうち、食品の品質表示の調査については、200名の都民を調査員として委嘱しております。店頭での表示を調査していただいています。そして、不適正表示、こういったものが疑われるものがあれば、行政で再度調査ですとか、指導を行うといったことを実施しております。この際に、事前に研修会を実施しているんですけれども、200名という人数もございまして、3回に分けて研修会を実施しておりますので、この場で訂正させていただきます。

資料2から4の説明は以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。ただいま、計画の改定に向けた考え方をこれまでの推進計画の件、施策を織り込みながら説明をいただきました。また、過去の食品安全審議会で出された主な質問2点等についての説明もいただきました。これに関して、ご意見、ご質問等がありましたら、どうぞお願いします。よろしいですか。

それでは、改定に向けた考え方につきましては、資料2の案のとおりにさせていただきます。それに沿って検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。議事を進めさせていただきます。

次の資料説明、事務局お願いいたします。

【高橋食品安全担当係長】 それでは、引き続きまして推進計画の基本施策の実績と次期計画に向けた考え方、こちらについてご説明いたします。

資料は、資料5、A4の横になったもの、左にホッチキスでとめてある両面刷りの資料となります。資料5には現行の推進計画の49の基本施策が一覧となっております。表は、左の列から施策の番号、それから施策名、概要、事業実績、次期計画に向けた考え方の案となっております。

次期計画の基本施策の考え方でございますけれども、現行の基本施策は食品の生産から消費に至る各段階で庁内の関係各局が取り組んでいる食品の安全確保に関する全ての施策という位置づけになっております。このため、次期計画の基本施策につきましても、現行の施策、これを基本としましてこれまでの実績ですとか、今後の動向を踏まえて継続していくものは継続し、内容を充実させたり、統合など行っていくものについてはそのような修正を加えていくといった考え方で案を記載しております。

基本施策は、全部で49ございますけれども、時間も限られておりますので、考え方（案）で修正などを加えていったらどうかということをお示ししている施策について、ご説明させていただきます。

まず、資料5の1ページ、施策の柱1の「事業者責任による食品の安全確保」の事業者の自主的衛生管理の推進に関する施策となります。このNo1とNo2でございますけれども、この2つの施策は生産段階での自主管理の取り組みとなります。

No1のGAP手法を含めた生産管理体制の整備です。こちらは、より安全な農産物を生産し、都民の信頼確保を図るため、GAPによる管理手法の導入を含め、事業

者による生産衛生管理体制を整備するといった事業となっております。

具体的な事業としましては、東京型の有機農業を推進するといったことですか、GAPの推進のための検討委員会、研修会の開催といったことを記載してございます。

今後の方向性としてしましては、環境に負荷をかけない生産技術の振興ですか、生産の記録、こういったものの情報公開を行う新たな事業に組みかえるといったことを考えております。

次に、No 2の生産情報提供食品事業者登録制度の促進です。こちらは、都民が食品を選択する際の一助となるよう、生産情報を積極的に提供している事業者を登録し、都民に広く公表する制度の普及を推進するという事業となります。

事業者の登録数ですけれども、平成21年度から比べますと、25年度は増加しております。しかし、先ほどの資料4の審議会のときの質疑でも出ましたとおり、近年は減少傾向となっております。このため、次期計画に向けては生産等の情報公開を行う新たな事業に組みかえてはどうかという案を記載しております。

No 3と4、こちらにつきましては、食品の製造施設での自主管理に関する施策となります。No 3の食品衛生自主管理認証制度の推進です。こちらは、都の独自の制度でございます自主管理認証制度、これは飲食店ですか、食品の製造施設、この食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づいて認証して、広く都民に公表していくと、こういった制度でございます。

事業実績のポチの印で4点ほど書いてありますけれども、その下の二つ、本部認証の導入、特別認証の導入、こういった新しい制度を平成25年、昨年導入しております、これから活用を図っていくといったことを考えております。また、次期計画に向けた考え方でも、新たな仕組みの活用も含め、本制度より一層の普及を図っていくとあります。

具体的な新たな仕組みと申しますのは、認証に当たりまして段階的に評価していくといったようなことも今後の取り組みとして考えておりますので、このような表現とさせていただきます。

それと、No 4、ハサップの導入支援及び認証施設への外部検証の実施です。こちらは、ハサップシステムを法的に位置づけました制度であります「総合衛生管理製造過程」この承認を目指す施設への技術的支援を行ったり、認証をとっている施設の外部検証を行ったり、そういったことの事業でございます。

次期計画に向けた考え方（案）に記載してありますけれども、ハサップシステムについては、国は日本再興戦略で海外の安全基準に対応するハサップシステム、これらを図っていくとしております。

具体的には、現在食品衛生法で食品を取り扱う際の衛生管理の基準、私たちは管理運営基準と言っておりますけれども、この基準が各自治体で条例で定めておりますが、現行の基準とそれから新たにハサップシステムを取り入れた「ハサップ導入型基準」とこの2本立てとしまして、事業者はどちらかを選択できるという動きがございます。このような動向を見据えまして、事業者の技術的支援を行っていく必要があると考えております。

続いて、3ページ目をご覧ください。施策の柱1の事業者に対する技術的支援とあ

ります。

N o 1 0の事業者に対する講習会等の開催です。こちらは輸入食品関係事業者講習会ですとか、健康食品取扱事業者講習会、コンプライアンス向上セミナーなど、こういった講習会を開催しまして、事業者が必要とする情報を提供するといったようなものでございます。

資料4の際にもご説明しましたが、現在ここに書いてありますコンプライアンス向上セミナー、これは実施しておりませんが実際には作成した啓発資材を使いまして、保健所等の講習会で活用しているといった状況でございます。このため、各講習会を通じてコンプライアンスの向上、こういったものを行うような表現の修正を考えております。

続いて、4ページ目をごらんください。施策の柱2「生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止」でして、そのうちの情報の収集、整理、分析及び評価の推進に関する施策です。

12番、食中毒の発生动向及び原因調査です。食中毒の調査につきましては、食品の安全確保に関する基本的な根幹をなす事業だと考えております。現在、概要ではポチの黒印の2つ目に特別区との連携を推進し、速やかな情報収集ですとか解析に努めまして、未然防止・拡大防止を図るとあります。現在、東京都内には保健所を設置する自治体が特別区のほかにも八王子市、町田市と2つの市がございます。今現在もその市とも連携しながら行っておりますので、そのような表現の修正を行うことを考えております。

続きまして、7ページ目をごらんください。施策の柱2の食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実です。

こちらのN o 1 8、農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査です。こちらは、食品原材料としての農産物ですとか、畜産物、この安全の確保を図るための施策となっております。

次期計画に向けた考え方で、都内農産物等の放射性物質モニタリング検査を加えるとありますけれども、今現在放射性物質対策のうち、食品の検査につきましては、この都内農産物のモニタリング検査、それから都内流通食品のモニタリング検査、これを主に実施しております。このうち、生産段階での検査、これにつきましてはこの施策に盛り込んでいったらどうかと考えております。

次に、N o 1 9の畜産物等の安全対策です。こちらは、食品の原材料となる家畜等の健康管理ですとか飼育場の衛生管理指導を実施するという事業でございまして、家畜防疫に関する事業ですとか、こういったものが具体的な事業となっております。

次期計画に向けた考え方に、N o 2 1のB S E対策、これを統合するとありますけれども、N o 2 1のB S E対策につきましては、次の8ページ目の中ほどの行に書いてございます。

B S E対策ですけれども、昨年7月以降、と畜場での検査月齢が48カ月齢を超える牛に引き上げられ、全国一斉に全頭検査が終了しております。これは、今までのB S Eの国内対策が評価されたことと考えられますので、1つの一定の区切りがついたのではないかとということで、N o 2 1のB S E対策、これは1つの施策として項目立

てせずに生産段階の施策につきましては、N o 1 9 の施策に統合していったらどうかということを考えております。

7 ページ目は、以上でございます。

8 ページ目のN o 2 0 番、と畜場における食肉の安全確保ですけれども、こちらはと畜場において食用となる牛ですとか豚、この生きている段階から枝肉になるまでのそれぞれの段階でと畜検査員が1頭ごとに検査し、疾病を排除するといった事業となっております。

こちらの次期計画に向けた考え方（案）で、先ほどのN o 1 9 と同様にB S E 対策、このと畜場での対策、こういったものについてはこのN o 2 0 の施策に統合していくことを考えております。

このため、先ほど申し上げましたけれども、N o 2 1 のB S E 対策、この項目としてはN o 1 9 、2 0 に統合し、それぞれの事業を継続して実施していくということを考えております。

続いて、9 ページをご覧ください。上のN o 2 3、広域流通食品に対する監視です。

都内に広く流通する食品の安全を確保するために、大規模な製造業ですとか、流通の拠点に対して、専門的な監視指導を実施しているといった事業となります。

この次期計画に向けた考え方（案）で、都内流通食品の放射性物質モニタリング検査を加えるとあります。先ほども申し上げましたが、放射性物質対策のうち、食品の検査については生産段階と流通段階があります。そのうちの流通段階での検査、これにつきましてはこのN o 2 3 の施策に盛り込んでいくということを考えております。

次に、少し進みまして、1 2 ページ目をご覧ください。施策の柱3「関係者による相互理解と協力の推進」この食品表示の適正化の推進に関する施策となります。

N o 3 0 の法令・条例に基づく適正表示の指導です。こちらは、所管する関係部署が連携しまして、各法令に基づく適正な食品表示を指導するという事業でございます。主な法令としましては概要に書いてありますとおり、食品衛生法、J A S 法、健康増進法、計量法、景品表示法、先ほどガイドラインの話が出ましたけれども、その景品表示法、それと消費生活条例、こういったものをそれぞれの各局で実施しております。

この中では、食品表示法の施行が今後の動向として挙げられます。これは、平成25年6月に公布されておりますので、その2年後、27年6月までに施行されるという状況でございます。

この食品表示法の中では、今まで任意の表示であった栄養表示基準の義務化、こういったことも新たな規制として、施行後5年以内をめどに実施されるという動きがございます。こういった動向を見据えまして、相談・監視体制を充実させていくようなそういう施策にしていくことを考えております。

続いて、1 4 ページをご覧ください。施策の柱3の情報の共有化、意見の交流等の推進に関する施策となります。

N o 3 5 とN o 3 6 でございますけれども、こちらはどちらもリスクコミュニケーションに関する事業となっております。N o 3 5 が関係者が一同に会して行う情報・意見の交流の推進ということで、食の安全都民フォーラムですとか、食の安全調査隊

の活動、こういったものが主な事業です。

N o 3 6 の情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進ですけれども、こちらは消費者団体ですとか、報道機関の記者など都民の食品の安全性情報を伝達する役割を担う関係者と情報交流、情報提供のあり方について意見や情報交換を行うといった位置づけのものとなっております。

次期の計画に向けた考え方（案）では、この35と36を統合していくといった形の考え方をお示しております。このうち、36番の情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進は、参加者を限定した小規模なリスクコミュニケーションといったものになりますけれども、現行の計画の期間のうちでは、平成24年3月に実施しておりますが、この実施のみとなっておりますので、次期計画では、N o 3 5 の施策と統合しまして、施策のリスクコミュニケーションとしましては、1つのくくりとすることを考えております。

N o 3 7 の食物アレルギーに関する理解の促進でございます。こちらは、現行の計画では、基本施策では、食品を取り扱う事業者に対するアレルギーの管理、この技術指導、それからアレルギー表示の適正化といったものが事業となっております。

次期計画に向けた考え方（案）で、この製造現場での対応、これは引き続き実施してまいります。加えて保育所等のアレルギーを持つ子供にかかわる人材の資質向上、これについても追加していくと。実際にはこの事業は戦略的プランのほうでも実施している事業になりますが、次期の計画では基本施策のほうにも盛り込んでいければと考えております。

続きまして、少し進みまして、18ページをごらんください。施策の柱4の「安全を確保する施策の基盤づくり」このうちの区市町村、国等との連携等に関する事業となります。

まず、N o 4 5 の生産段階の安全確保に係る近隣自治体との連携強化です。

こちらは、都内で消費される農産物、この安全の生産を図るため、都内の市場に入荷する青果物の4割を生産する関東近県の自治体との連携ですとか、安全で安心な生産対策に関する情報交換、都民への生産情報の提供、こういった事業となっております。

主な実績としましては、平成22年度から25年度、今年度まで食の安全安心セミナーを実施しているといったことがあります。今後は都民への生産情報、こういったものについて情報提供のあり方が、現在普及が進んでおりますSNS、ソーシャルネットワークワーキングサービス、こういったもので情報提供していくことに移行することを考えております。

最後に、N o 4 7、食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進です。

こちらは、都内に保健所を設置する自治体であります特別区、それから八王子市、町田市とこの自治体との連携、具体的には都区協議ですとか、都市協議、これに基づく連絡協力体制のことを決めている施策となりますけれども、先ほど食中毒のところでも申し上げましたが、町田市が平成23年度以降保健所設置市となっておりますので、そのことをこの施策にも加えていきたいと考えております。

基本施策の実績と次期計画に向けた考え方の（案）につきまして、次期計画で修正を加えていければという施策についてご説明いたしました。ご説明できなかったその他の施策につきましては、基本的に現行の施策を継続していくことを考えております。本日の検討部会では、このような個別の基本施策の次期計画に向けた考え方、それから資料3でお示しましたように、現行の施策では柱を4つとして体系化しておりますけれども、次期計画の基本施策もこのような体系で差し支えないのかどうか、こういったことをご検討いただきたいと思っております。その上で、本日いただいたご意見を踏まえまして、具体的な次期基本施策、これを次回の検討部会以降にお示しさせていただきますだけばと考えております。資料5の説明は以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。本部会で検討する基本的内容について説明をいただきました。これから、これらに関して検討をしていただくこととなりますが、今日は第1回の初めての会合ですので、司会進行のまことに勝手ですが、必要に応じて委員を指名させていただいてご発言をお願いするというところもあるかと思っておりますが、どうぞよろしくお願いたします。

では、今事務局から説明してもらった事項に関して、どこからでも結構です。ご意見、ご質問等がありましたらどうぞお願いします。

【矢野委員】 3点ほど質問と意見を兼ねてということですけど、まず11ページで特段ここは新たなものはなかったということなんですけど、危機管理というところ、緊急時というところでは、フードディフェンスをやはり大きな課題として捉えなければいけないのではないかと思います。そういう意味では、危機管理体制についてはさらに強化をしていかなければいけないので、継続というところでもいいのか、もう少し強化内容を検討していったほうがいいのではないかなということが1点目です。

それから、2点目は12ページですが、法の執行関連では食品表示法がありますが、今国会に景品表示法の改正がもう既に出されていますので、これからの5カ年のうちに今国会で成立すれば施行も関係してくると思いますので、その辺の新しい情勢も鑑みながら、景品表示法とか新たな食品衛生に関する法律が新たに公布、執行される場合もそこまで見込んでの5カ年の計画をしておかなくてはいけないのではないかなということで、景品表示法については少し取り込まなくてはいけないのではないかなと思っております。

それから、あと3点目ですが、14ページです。リスクコミュニケーションですが、一つは食の安全調査隊が活発に活動されていますけど、この辺についてあんまり詳しくは私も調べていないんですが、例えば調査隊にかかわる人がひょっとして同じ人ではないか、その辺はどうなのでしょう。望ましくは裾野を広げるというか、関係者の裾野を広げることでより都民の中にこういった活動にかかわり、意識が広まっていくと思います。ですから、場合には割合を設けて新しい人を入れ込む形も大切にしないといけないと思います。それからリスクコミュニケーションが、東京都はまだまだ私は不十分だと捉えています。今の計画の中で、一番リスクコミュニケーションがかなり活発に行われたなというのは、BSE関連でした。これは、国をはじめとして政策を変えるということで、非常に大きな課題だったわけですけど、昨年、本当に国も東京都もそうでしたけど、丁寧なリスクコミュニケーションが行われました。そのこ

とによって、さまざまな意見はあったけど、理解が進んでいって、無事変更が割とスムーズに行ったのではないかと考えています。

そういった意味では、今後のいろいろな新たなテーマに対してもリスクコミュニケーションを場合によっては強化したり、特徴だっただけで入れなくてはいけないこともありますので、やはりここはさらに強化をしていかなくてはいけないのではないかと考えています。

それから、消費者庁が最近発表した風評被害等に関する第3回目の調査でも、相変わらず産地を選ぶということで、福島をはじめとして東北あたりを選んで避けるということとか、なかなかある一定の線で理解が止まってしまっている状況もあります。そういったことに対して消費者庁側のまとめとしてはさらに理解を進めなくてはいけないということにはなっておりますが、しかしまずはリスクコミュニケーションをもっと活発にする必要があるのではないかとということで、このあたりは従来の継続実施ということではなくて、さらに強化が必要なのではないかなと考えております。以上です。

【大屋部会長】 ありがとうございます。ただいま、時代的なニーズと申しますか、時代背景を踏まえてフードディフェンスあるいは景品表示法、リスクコミュニケーションの強化ということでご意見を頂戴いたしました。

これについては、それぞれの立場から、一つ一つ事務局から返答をいただいてもいいんですが、ちょっと皆さんのほうからこれら今の3つの質問に関してどこからでもいいんですが、ご意見を頂戴してから事務局の考え方も聞きたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【森田委員】 森田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。まずは食品表示法が昨年公布されて来年施行ということで、今年の夏までに全容が出てくることがあります。栄養表示基準だけでなく、全ての表示基準がつくられているところで、来年6月が施行、それから猶予期間があります。また施行後5年後までに栄養表示が義務化となり、この5カ年の間に食品表示が大きく変わっていくわけです。食品表示法は事業者には義務付けをするものですから、事業者に対する理解の促進ということも大事ですけれども、消費者もやはりそれをきちんと理解する、新しい法律に変わっていくことで、その表示、特に安全性に関する表示、栄養表示に関しては、きちんと理解をして利用するように、消費者教育が大切になります。ですので、そういったその表示に対する事業者及び消費者もやはり学びの場というところが必要なのかなと思います。この5カ年の間でそれぞれ段階に応じて法律が施行され、栄養表示が義務化され、という段階がありますけれども、それに伴って事業者の学びの場、消費者の学びの場をお願いできればと思います。食品表示は残念ながらわかりやすい表示にはなかなか難しく、今のままだと、法律が変わっても事業者も消費者もなかなかついていけないのでは、と思います。

あと景品表示法もよろしいですか。

【大屋部会長】 どうぞ、お願いします。

【森田委員】 景品表示法に関しては、こちらは先ほど矢野委員がおっしゃられた

とおりで、地方自治体で措置命令が出せるようになるということになりますと、やはり東京都がこれまで健康食品で指導をされてきた、ほかの地方自治体に比べてやはり東京都が率先してやっておられる分野であり、今後を期待したいと思います。

健康食品の問題は大きく2つあるんですけれども、まずは安全性の観点からということ、そして景品表示法が関わる広告の問題、2つの観点があります。これらの対応が施策の幾つかにまたがってあるんですけれども、特に景品表示法に関しておかしな広告、宣伝の類が世の中に多すぎて、それに地方自治体が措置命令が出せるようになると取り締まりが強化されることになります。やはり東京都さんには地方自治体の取り組みの評価を率先して見せていただきたいなと期待しています。今までのインターネット調査ですとか、健康食品のおかしなもの、本当に率先して事業者へ指導して、適正な形に持ってきてくださっているの、今後も取り組んでいただきたいと思えます。また、事業者へ毎年1回大きな勉強会をされておられますけれども、そういうことも含めて継続してやっていただきたいなというふうに思えます。

そういうことでお願い事ばかりなんですけれども、すみません。

【大屋部会長】 承知いたしました。

今、森田委員からも食品表示法と、これから施行されるであろうということを前提に、これも時代に即したというか、それに合ったような形で、この基本計画を策定していくべきではないかという意見かと思えます。少し話題が広がりましたが、直接指名して申し訳ありませんが、小島委員が先ほど言ったフードディフェンスですとか、表示とか、今言った4つに関して、何かご意見等がございましたらお願いできないでしょうか。

【小島委員】 4つに関するかどうかちょっとよく分かりませんが、食品リスクを客観的に比べて、リスクの高い順番に政策を実施していくことが重要だと思います。この分野別の分け方があるんでしょうけれども、私が知りたいのは、例えば、客観的に死亡もしくは重い健康障害を受けた原因として、例えば、アレルギー表示が絡むものとか、食中毒が絡むものとか、あと、健康食品や誤嚥のように誤って飲み込んで死んでしまった人が何人みたいな、そういう重いリスクを順に並べていったときに、どういうことが言えるのかというデータが欲しいんです。

その中で、一番健康被害として無視できないということがあれば、それを重点的にやらなければいけませんので、そういうまず数字が欲しいということです。

もう1つは、食品衛生自主管理認証制度に関してです。これをやっているところと、やっていないところを比べて、現実に認証制度をとったところで、本当に食中毒が少ないのかどうかというデータが欲しいということです。もし、認証があっても、あまり効果がないのであれば、力を入れても意味がないかなみたいに思ってしまう。そういう判断の材料となる数字を入れたデータが欲しいということです。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

今、小島委員から、今度はもっと細部にわたった、リスクに応じた資料の収集というか、あるいは現在あるのかどうかというふうなことも含めたご意見、質問だと思います。この辺で1つ、事務局から、これに関する事で何か説明いただけるものがあればお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 それでは、1番初めにお話がありましたフードディフェンスの話です。こちら、資料の1ページ目をまずご覧になっていただきまして、自主管理の方法としては東京都の自主管理認証制度、あるいはハサップなどがございます。一方、フードディフェンスについては、犯罪など意図的なものが背景にあり、それを未然に防止するシステムを指すものと理解しています。前回の審議会の中でも事件の背景、働く者に対する経済的な背景も考慮するべきだという話もありました。そのため、一様に食品衛生の分野、あるいは自主管理の分野だけで制御できるものではないと事務局は理解しています。

一方、例えば異物混入を防止するためには、施設の厨房に異物を持ち込まないとか、そういう体制というのは自主管理の中に包含されています。そのような視点から見れば、自主的衛生管理をより推奨していくことで、一定の抑止力になると考えます。

しかし、カメラの設置とかの方法で犯罪を全て防止することはできませんので、さまざまな視点から対応していくというのが重要と考えております。

先ほどの矢野委員からのご質問につきましては、自主管理の推進が我々の責務と考えており、今後認証制度における本部認証、それから段階的評価など、よりすぐれた自主的衛生管理を進めることにより、事故の未然防止が図られていくと考えています。

それから、リスクミでございませうけれども、先ほど少し集約させていただくというお話をさせていただきました。リスクミについては重要かつ必要不可欠なものとして認識しています。

次に、森田委員からお話がありましたけれども、表示制度の一元化は法律が施行されますが、表示制度の非常に分かりにくい部分を都として担保していかなければいけないですし、何よりも消費者や都民が分かりやすい、あるいは事業者が相談しやすい体制の構築が必要と存じます。

【大屋部会長】 景品表示法はいかがですか。お願いします。

【赤羽生活文化局取引指導課長】 生活文化局消費生活部取引指導課長赤羽でございます。矢野委員、森田委員よりご質問、ご意見がございました景品表示法についてご説明等させていただきます。ご発言があったとおり、景品表示法の改正につきましては、閣議決定を経て、今国会で成立する予定とかがっております。現在、法案は示され、都道府県にも措置命令の権限が委譲され、処分の権限がおりてくることにはなっているんですが、具体的に、どのような方法でというのは、全て政令で定めるとなっておりますので、今のところ、具体的にどういうふうにならざるべきかというのは、政令の案を見ないと、進められないという状況にございます。

ただ、現在におきましても、東京都の場合、指導の一部である指示をした場合には、事業者名公表をしておりますので、実質的な社会的に違法な不当表示をお知らせするという機能は果たしているのかなというようにも思っております。ご参考までに、今週月曜日に果実飲料を「100パーセント」と表示していたのが、実は、30パーセントなり25パーセントであったという不当表示の案件がありまして、表示の改善等指示をいたしましたので、事業者名を含めてプレス発表をいたしました。調査過程におきましては、福祉保健局のJAS法の担当の部署と連携してやっております、どちらの法律で指導するのが効果的かと、そういうものは常に連携を持ってやっております。

ですので、景品表示法の措置命令の権限が東京都に来た場合におきましても、もちろん法執行は適切にやっていくということには変わりはなく、取り組んでまいりたいと思っております。

また、森田委員よりご発言があったと思いますが、事業者が取り組みやすいようコンプライアンス講習会も年 1 回、景品表示法の関係でも開催しております。表示を行う事業者等を対象にやっております、毎回大変参加のご希望が多いところでございますので、そういった状況を含めながら回数等も検討してまいりたいというように思います。

あと、情報提供ということになります、本日、消費者庁がメニュー表示に関するガイドラインを 11 時にホームページに公表するという案内がありました。時間がなくて現物は確認をしていないんですけれども、多分消費者庁のホームページに、もう今は公表されているかと思っておりますので、ご興味、ご関心のある方はご確認いただければと思います。

以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

小島委員のご質問については後でまた確認いたしますので、ご容赦ください。

今、事務局から説明をいただきましたが、細部についてこれがいいとか、悪いとかといった立場からでなく、次の会議等でそれなりの考え方が示されると思います。今日は 49 の課題がありますので、いろいろな角度から、それぞれの立場で、ご意見、質問等寄せていただければ、よろしく願います。

【泉谷委員】 泉谷でございます。よろしく願います。全体の大枠からということですので、ちょっと話戻らせていただきまして、資料 2 というところのこのページだけを見させていただいた印象ということになります、一番最初の左端に書かれているところが、ここが小島委員がおっしゃったりリスクというところになってくるかと思うんですが、これと今後の動向ということになるかと思えます。この中に先ほどの食品表示法の問題だけじゃなくて、景品法も当然入れるべきだろうというようなことだろうと思えます。その中でお聞きしていて、新しい基本施策、あるいは重点的にという段階を進んでいく過程の中においては、何となく過去のトレンドがそのまますり変わっていくというようなそういう全体感、印象があって、もう少し思い切った、あるいは斬新的な施策ということに切りかえていかないと、何となく前の 5 年間と今後の 5 年間が大きく変わらないんじゃないかな。それ以上に今の社会は変わっているんだぞという認識を、もう少しそれぞれの部局の中で持っていたきたいというのが全体感の印象でございます。

それから、今後の動向の中に入っていますグローバル化ということにつきましては、間違いなく TPP の問題含めまして入ってきます。この中で、先ほどの自主衛生管理という東京都の独自の施策というものが、果たしてどこまで有効なのか。あるいは、東京都さんのほうが進めようとしてされています GAP の問題、あるいは東京都の認証制度の問題、そういった東京都さんが独自にされようとするものと、国の施策、それから、海外に向けたグローバル化といったところのつながりがもう少しわかりにくかったのかなという印象を受けたということで、非常に雑駁な話でございますけれども、

全体感としてはもう少し関連性というんですか。基本施策と食品に関する事件、事故、最近の動向、それから法令関係の動向、あるいは社会環境の変化、どうリンクしているのかというのをもう少しわかりやすくご説明いただけたほうがよかったのかなというような気がします。

【大屋部会長】 ごもっともなご意見かと思います。また、これまでのような焼き写しということじゃなくて、今おっしゃったような法、あるいはグローバル化、いろいろな視点から検討し、改定して行くべきだという意見かと思います。それから、資料のつくり方についてもご意見がありました。それはまたこの検討会の中で具体的に提案いただければと思います。そして、また本当に焼き写しじゃない、有効性のある計画をこの部会で作成していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。お願いします。

【花澤委員】 今の泉谷委員のご発言に関連して、私も例えば、この今日の資料5の3番と4番で、都がずっとなさっている食品衛生自主管理認証制度と、それからハサップと、あるいはハサップの欄に書いてある「総合衛生管理製造過程」とか、食の安全を系統的に担保していこうといういろいろな仕組みがあるんですけども、なかなか私なんか若干関わっていてもよく関係がわからないようなところがあって、これにさらに国際的な規格が上のほうにありますよね。特別認証の導入で、国際規格等取得施設云々とですね。ですから、自治体としてなさっていただいて、1番進んでいる都庁にお願いしたいのは、こういういろいろな制度があるけれども、実際に事業者にとってみて、一体どうなっていて、どの制度が自分たちにとって、どのレベルの制度が使い勝手がいいのかとか、そういうようなことを少し整理して普及していただいたらありがたいというふうに思います。

それから、私は、今までの基本計画の評価というのをなさるんだろうと思いますけれども、1つ、健康食品については、さっきの森田委員も評価するとおっしゃっていましたが、東京都の取り組みは進んでいます。広告の規制から始まって、この数年間ですかね。

【森田委員】 そうですね。

【花澤委員】 非常によくやっただいていてと思いますよね。それで、こういうところに出てくる人たちは、東京都の取り組みをみんなわかっている評価するんですけども、多分都民からするとなかなか分からないので、先ほど小島委員が、実際の施策の効果を数量的にというふうにおっしゃっていましたが、その点と、今都庁がいろいろなことをやっただいて、非常にいい取り組み、そして例えば肉の生食の問題でも東京都は随分前から、あの焼き肉の事件が起きる前から、それも数年前からですよ。

【森田委員】 そうですね。

【花澤委員】 積極的になさっていたんですね。ということで、私も東京都の全体の食中毒の状況って分かりませんが、多分生肉の関連では発生してなかったのではないかと思います。これも東京都の何年かにわたる取り組みの成果だったと思うので、今後新しい計画をプレイアップするときに、当然メリハリをつけてやっていくんでしょうけれども、従来都が進めてこういう成果があったというようなことも少し

つけ加えていただくと、都民としても、ああ、そうか、こういうことをやってもらっていたんだなど。じゃあ、今度はという期待も出てきて、大変ありがたいんじゃないかというふうに思っています。

それから、事業者の立場からいうと、3ページのいろいろな講習会やっていますけれども、これは大変ありがたくて、もちろん私も全国団体でもそれぞれの業種別団体でもいろいろやりますけれども、特に中小事業者等からすると、自治体のいろいろな取り組みというのは大変ありがたくて、特に小さい企業の職員の人も出やすいと思います。これだけの1, 500名とか、1万3, 500名とか、日本の1割を占める東京都ですから、この数字でも少ないことは少ないんですけども、それにしても積極的にやっていますと思っています。あとはやり方をしっかりやっていただければと考えております。

以上です。

【大屋部会長】 ありがとうございます。今の花澤委員のご意見は、都は食品安全に関していろいろな取り組みをやっていると。しかし、そうは言っても、それらの施策が多くの人に理解、浸透しているのではないかというご意見かと思えます。それから都の政策の中で大変評価できるものもあるし、事実あるという意見だったと思いますが、これらを踏まえて、どうしたらいいかということも検討部会の課題かと思えますが、一応ここで事務局から今のご意見、それから小島委員からの、認証を受けたところからの食中毒事故の発生が減っているのかどうか、あるいはそういったデータがあるのかどうかということも合わせてお願いできますか。

【田崎食品監視課長】 まず、各委員の皆様のご意見を聞いたところによりますと、やはり、例えば、BSE、表示制度、あと健康食品にしても、情報提供のありかたも含めたリスクの充実が重要なのかなという認識を、今新たにさせていただきました。当然、この中にも東京都としては情報の——リスク情報も含めて——十分にさせていただいているという認識はございます。それでも、必ずしも十分ではないんだという話をおうかがいしたような気がします。

お話を踏まえさせていただいて、またこの基本施策の中にも盛り込みについてもどういった形での盛り込みが必要なのか、あるいは不可欠なのかということも含めて、考えさせていただければと思います。

あと、実際に普及啓発をやっていると、特に、事業者の方々に対しては私どもが中心に、消費者の皆様については、健康安全研究センターが取り組んでおります。健康食品も含まれます。このあたりの話がもしセンターのほうからあればお願いします。センター、何かありますか。

【垣食品医薬品情報担当課長】 健康安全研究センターの食品医薬品情報担当課長の垣でございます。健康食品の取り組みなどをとり行っております。複数の法律が関係するため所管部署と連携を図りながら対応しています。健食ナビというホームページを使って、随時情報発信をしたりしています。ここのところ、海外の輸入品において、個人輸入などにおいて国の方からの情報提供などもございますので、随時そういった情報もホームページなどを通じ、またTwitterなどを通じて発信しています。

あとは、事業者講習会なども過去から実施しており、毎年12月なんですけど、非常に多くの方、参加いただいて好評を得ています。引き続き、健康食品に対しては取り組み、充実を図りながら対応していきたいと考えています。

【大屋部会長】 今の小島委員の質問のリスクの多様性といった観点から。例えば、アレルギー問題は健康食品からもあるのではないかと。そういったデータはあるのか、そうしたデータをとっているのか。そうした具体的なリスク及び被害という点から説明いただけますか。

【垣食品医薬品情報担当課長】 健康食品対策の一環として、都の医師会、薬剤師会と情報共有を図る仕組みを持っております。健康食品を利用した方で、具合が悪くなって、疑われるような場合には決められたシートの内容で情報提供をいただくという形で、その情報は定期的に、審議会とはちょっと別なんですけれども、東京都の食品安全情報評価委員会の専門委員会、健康食品の健康被害事例の症例を検討する専門委員会の方で、症例検討をしております。

現在、製品と因果関係が確定された事例というのはございません。事例数でいくと、大体280事例ほど現状で集まっております。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

お願いいたします。

【中村食品危機管理担当課長】 自主管理認証を担当しています中村と申します。自主管理認証制度につきまして、幾つかご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。この制度の有効性と、それからグローバル化への対応というご質問なのかなというふうに思いますが、まず有効性につきましては、現在302施設ほどがこの認証をとりまして、制度自体ももう立ち上げて10年たちますけれども、今のところこの施設で食中毒が発生した事例はございません。ただ、年間の大体の都内の食中毒発生件数は大体毎年100件前後。対しまして、都内の事業所というのも大体40万件ぐらいの差ですので、実際の食中毒を出す施設は特に少ないということで、実際にこの制度が食中毒の発生に有効だと言い切れる数字ではないと思いますけれども、少なくともこの制度をとっている施設においては、システムチックに衛生管理が行われているということと、さらに、実際の取り組みを定期的に見直すことによって、衛生管理のスパイラルアップが図れる、そういう制度だと考えております。

それから、グローバル化についてでございますけれども、ご存じのとおり、ISOを初めとしまして、さまざまな国際規格がございますけれども、我々がやろうとしている自主管理は、SSOPというハサップを導入する前段の一般的な衛生管理であって、これがきちんとできているものであって、それを自治体として認めていこうというところでの切り分けを行っています。ただ、そういういままでも、これからのグローバル化を踏まえまして、我々の認証制度をとっていただければ、さらにハサップを導入、さらに国際規格もとれるような、そのステップとして使っていただくような形で考えています。そこで、我々の認証基準を国際規格のいわゆる一般的衛生管理の基準と整合性をとったような形で昨年改定を行っています。そのような形で、我々の制度も使いながら、もちろん国際規格も使っていただきながら、それぞれの事業者の方がチョイスしながら衛生管理を進めていただければ、そんな環境をつくっていきたく

というふうを考えております。

以上でございます。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

それぞれの事務局の説明に対して、それはこうあるべきだというふうなことがあったら、ご意見をいただければと思いますが、ほかの項目等も含めて、ご意見をまだ頂戴いたしたいと思います。どうぞ、お願いします。

【佐々木委員】 ありがとうございます。佐々木でございます。

資料5の1のことでございますけれども、次期計画に向けた考え方。

【大屋部会長】 ナンバーを言ってください。

【佐々木委員】 資料5のN o 1です。

次期計画に向けた考え方。私はこの環境負荷のこと、都の食品安全推進計画の中で、ここの環境に負荷をかけない生産技術、これは重要な項目だと見させていただきました。東京都は国よりも環境に関わっては、負荷をかけないということで、かなり進んでいると私は理解をしておりますけれども、今、申し上げたいことは食品安全推進計画の中に、この環境に負荷をかけないという文言が入っていることは、大変重要なことだと考えお話を申し上げております。そこで、さらりとこんなふうにお書きいただいておりますけれども、これはどんな技術で、そして次期計画に向けた新しい考え方だとすれば、過去において6年度、19年度、そういう事業がスタートしておる中で、特にこの文言を入れたということは、新しい視点でということもあるだろうと思いますので、どんな技術で、それからどのぐらいのCO₂削減効果、そして、それは数値目標的にどのぐらいのものを期待しているのかということ、非常にこの言葉が光るものですからお伺いしたいなと思っております。

以上です。

【大屋部会長】 ありがとうございます。これは具体的な話なので、事務局からお願いしたいと思います。どんな視点で、どんな技術があつて、効果、あるいは数値的なものがあるのかどうかということをお願いいたします。

【平野産業労働局食料安全課長】 産業労働局の食料安全課長の平野でございます。

この1番の環境負荷の問題なんですけれども、まず、事業実績のところ、東京型有機農業の推進、GAPのことが書いてあります。先日の第3回審議会でもご意見をいただきましたが、農業者に対するいろいろな制度ができてきている。先ほど、東京都の認証というお話もありましたけれども、ざっくばらんに申し上げまして、その時代、時代の背景とか、国の指導等もありまして、いろいろな制度ができてきています。我々の考えとしては、そういうものを農業者も取り組みやすく、かつ消費者にわかりやすいように、少し整理したいと思っております。もう既に、整理して新しい制度も構築したところなんですけれども、その中で、やはり安全、安心であるということと、また農業者が取り組むならば、環境の負荷をかけないということが、非常にリンクしていることが多いものですから、それを一体的な制度として構築しております。

具体的には、CO₂のところまではまだ数値はないんですけれども、我々が考えているのは化学合成農薬と化学肥料を削減する。もちろん、農薬取締法というのがございますから、農薬取締法にのっとってやれば、食品が危険であるということはないん

ですけれども、とは言いつつも、なるべく環境中に暴露するそういう化学物質は削減しましょうということで、農業施策を進めております。具体的な東京都の基準というものを設けまして、これよりも一定量削減したものは都が検査して確認をして認証をする。で、生産物に関しては、残留農薬検査や圃場の確認等を行うという制度を構築しております。今後、一本化させた、この制度に都内の農業者を誘導していきたいと思っております。

【大屋部会長】 恐縮ですが、今の事務局の説明でよろしいですかということは求めませんので、事務局の答えで、もうちょっと正したいとかいったらその旨、ご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小島委員、お願いします。

【小島委員】 今の佐々木委員がおっしゃったことも重要だと思います。これもやっぱり定量的なメリットとデメリットを知りたいんですよね。これがもし、モデルとして本当にいいのであれば、他の自治体にも普及していくはずなので、定量的な数字をぜひ知りたいということです。ひとつ問題なのは、こういう有機農業をやっても、値段が高くなったり、収量が落ちてしまえば、結果的にいいモデルといえるかどうかの疑問も生じますので、そこら辺も含めてどういうことが言えるかということを知りたいと思います。

追加ですけれども、先ほど、私が客観的なリスクを知りたいと言ったのは、例えば、わかりやすく言うと、昨年、客観的な数値として30人の死亡があったとします。また、100人の入院がありましたとかいう数字があったら、その30人か100人のうち、食中毒で何人、健康食品にかかわる者が何人とか、アレルギーで何人とか、そういう数字がわかると、何が重要かという優先順位が判断しやすいですよ。だから、そういう具体的な数字があるといいな、という意味です。

もう1つ、これはマスコミ的な発想なんですけれども、東京都がこういう計画を作るときに、やっぱり国がびっくりするようなことをやってほしいということです。国が、さすが東京だと思わせることをやらないと意味がない。国がやっていることと同じようにやっても、つまり、どこの自治体も同じことをやっても、職員の士気が上がらない気がします。俺たちが日本を引っ張っているんだぐらいのことをぜひやってほしいということです。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

私どもとしてもできれば、国のこともリードできるような提案を、この部会で検討し、またご意見も出していただければと思います。そのことも含めて事務局よろしくお願いたします。

では、今言った健康被害の定量的な話と、リスクの取り方ということで、事務局ご説明願います。

【田崎食品監視課長】 小島委員の方のお話、よく分かりました。実質的には、今日は具体的内容を持ってきてないんですけれども、例えば、年間を通しての食費力の減衰というか増減とか、あるいは、先ほど、健食の方からも話もあります。そこら辺はデータとしてはございます。ただ、なかなか、先ほど、センターから話も出ましたけれども、健食の場合などは健康との因果関係が非常に難しい事例もございます。取

り扱いには非常に注意すべき点もあるといったところです。、今わかるそういった事例とか、推進計画をつくる段階の基礎資料としてはご用意できると考えています。

あとは、国をリードするという点については、やはり都民と消費者、事業者の方も含めてですけれども、そういった都民のことを考えながら進めていく政策ですので、当然国のやっている政策に合わせて、都も柔軟に対応して進めていくというのが基本だと思っています。とりわけ地方自治体としての課題があれば、基本条例にも記載されていますので、当然取り組んでいくという方向で考えております。

今回の考え方には、基本施策という形でここに示させていただいて、この中で今後重要な課題という形で取り組むものがあれば、次回検討していただければと考えております。

【大屋部会長】 ありがとうございました。

自治体施策ということの中で精いっぱい取り組みをしたいというふうなご意見かと思えます。よろしくお願ひします。

お願ひいたします。

【廣瀬委員】 何人の方からか出たものと重複するんですけども、今国を引っ張ってというぐらいの気概でというお話がありましたが、例えば、健康食品の対策なんかは、国が今市場拡大を狙っている中で、東京都がどういう立場で、どういうふうに設けるかと非常に難しいところがあると思うんです。ただ、やはり何となく健康食品の市場が、無制限とは言いませんけれども、今の流れで拡大していくと何となく怖いなという感じもして、やはりそれに対してやっぱり必要なのはリスクコミュニケーションで、自治体であれば対応していくとか、そういったところについてはしっかり認識をしていくというのが必要かなということをおもいます。

それから、先ほどの、泉谷委員から出された資料2の左中右の関係を見ていくと、ん？という感じがするんです。左側に出てきたものというのは、行政が5年間の中で出てきたものを認識して、これからこういう問題も起きるかな、という認識がここに出ているはずなので、そうなるこれに対応する形として、何かもうちょっと出てこないとわかりにくいなという感じが、実はいたしました。そういう点で考えると、例えば、偽装とか誤表示の発生というのは今に限ったことではありませんけれども、このところ頻々と出てくる話であって、あれだけ問題視されれば、事業者のほうもそれなりにまた覚悟をするんだろうと思いますが、それに合わせて、例えば資料5のNo.30のところ、表示指導という項目ができています。指導という言葉がどこまでのものを指すかわかりませんが、今回、景品表示法の改正等もあって、より監視指導というか、監視の部分も強めるという、やっぱりそういう姿勢があってもいいのかな。一定の指導だけではなかなかちが明かないものもあるかなというふうに感じました。

それと、食品中の放射性物質の問題です。放射性物質の問題については、産地におけるいわゆる風評被害の問題等があって、なかなか正面切って言いにくいという部分もあるかもしれませんが、やはり今の日本を覆っている一つの暗雲であることは間違いないので、従来型の、従来からの事業の中に、それぞれ盛り込んでいくという方法もあるかとは思いますが、果たしてそれでいいのかどうかという現状の放射性物質に

関する現状認識はきちっとしておくべきではないかなというふうに感じます。

あと、フードディフェンスの問題ですけれども、私ども、事業者の立場でフードディフェンスを考えますと、決め手がないということで、例えば暴露しているような部分を、例えば、カバーして覆って、そのものが入らないようにするとか、こういった対策というのは当然できるわけです。衛生管理を高めていくとある程度フードディフェンスに対応していくということ、間違いないのですが、人の問題というのは、どうしてもこれは解決できないんです。要するに、意図的に何かをやるということに対しては、非常にこれ難しい。ですから、ここは最終的にどこに行くかということ、人の問題についていく。そうすると、やっぱり人材を育成するというか、人を育てるというか、つまりのところは、食育の話に広がっていってしまう。非常に根本的な話ですし、またお金もかかる話ですし、難しいと思いますけれども、そういったところもフードディフェンスの中ではぜひ考慮していただければなというふうに思います。

それともう一点、今回の5カ年計画というのは、27年ですから、7、8、9、10、11、平成31年まで。そうすると、ちょうどオリンピックのころと重なるということなんです。多分、委員の皆さん、みんな意識されているんだと思いますけれども、オリンピック対策とこの計画がどうつながっていくのか、考え方があれば教えていただければ。私どももこの計画をつくるに当たって、オリンピックを何も考えなかったのと言われたら、これもちょっと辛いので、そのところを教えていただければなというふうに思います。

【大屋部会長】 ありがとうございます。今のことにどこか関連していますか。

【森田委員】 関連しています。

【大屋部会長】 それではお願いいたします。

【森田委員】 私もまさにオリンピックのことを申し上げようと思っておりました。ちょうどオリンピックイヤーと重なると。で、東京ならではのということだと何ができるかなと思ったときに、外国人のお客さんがたくさんいらっしゃることになる。彼らが、生肉や生魚が加熱用か生食か分からないで食べてなど、食中毒というのは割と起こると思うんです。表示がまず読めないわけですから、今でもたしか、中央区でも外国人の方が毒のある魚を釣って、自分で調理して食べたみたいな事例があったかと思えますけれども、そういうことが起こる可能性がある。

あと、よく羽田の空港でソバを食べてアレルギーで運ばれたという話も聞きますし、健康食品のおかしなものが持ち込まれたりとか、そういうことが起こるかもしれないし、いろいろなことが起こると思うんですけれども、そういうことに対して外国人に対して何らかの情報提供をできないかと思えます。例えば、都民の立場で考えると、いろいろお客さんが来るときに、外国人に向けてこんなことは注意したほうがいいんだよという情報ツールがあるといいなと思えます。そういうものや出来事を通して、都民の食の安全力みたいなものも上がるような気がするんです。日本の食の安全とか衛生というのはレベルが高いけれども、使い方を間違えてはいけないし、それを外国の人に伝えなくてはならないときに、改めて食の安全を考える機会になるのではないかな。また、同時に食の安全をアピールする機会でもあると思うんです。

食の安全についてリスクコミュニケーションをするときに、なかなかたくさんの人

に情報が広がっていかない。でもオリンピックのような機会をとらえて、外国人に都民が食の安全を伝える機会がもしあれば、そこで学ぶ機会にもつながると思います。都は国と違って縦割りじゃなくて、地方自治体ならではのいろいろな部局で連携をとりながら市民と向き合ってやってこられているので、まさにそれが地方自治体でできる力のように私は思っているんです。ですから、そういうことをアピールする。それがしいては都民の食の安全の関心につながるんじゃないかというふうに思っていて、そういったものを1つ施策の中に入れてもらうような、そういうことができたらいいいのかなと思います。

それからもう1点は、フードディフェンスのことで、先ほどから出ているんですが、フードディフェンスとか、事業者の教育とかあると思うんですけども、私はいずれにしても何かが起こったときに迅速に危ないものを消費者の手元から回収するという、回収体制が一番大事だと思っています。今回はたまたまそんなに重篤にはならなかったけれども、今後もっとすごい少量で効くような農薬があったときに、いかに都民からそれを回収することを都ができるのか。そのことに関しては、やはり何らかのサポート体制が必要です。今回も事業者ではもう、あれだけ全商品となったら、電話はパンクします。何もできませんので、消費生活センターとか、いろいろなところに皆さん行くわけですけども、やはり何らかの迅速な回収のサポート体制というところを担う役割があるというふうに思います。その2点です。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

今、大きく分けると、今食品安全に関する緊急にとるべき対策に関して、具体的な提案がありました。それから、全く新しい視点から、オリンピック対策がこの中に盛り込まれていないといった指摘もありました。その2つに関して、事務局の考え方をお願いいたします。

【田崎食品監視課長】 まず、オリンピックの話なんですけれども、今後実際にオリンピックが開催される段階では、予防原則にのっとった食品事故防止対策を講じるため、これから準備が始まるところでございます。

実質的には、都としても準備は5年ぐらいいかないというお話もあり、その中で着実に準備を進めなければなりません。5年間が基本施策としておりますが、今の段階での課題、ある程度将来を見据えた分も含めてつくり上げることになります。さらに、計画とは別ニーズにも対応しなくてはならない点も今後出てこようかと思えます。

オリンピック、全く意識せずにつくっていくことはありません。計画を5年後とすれば、残りの1年ぐらいいですかね、猶予があるので、その段階でもう一度それまで積み上げてきた施策とか、その段階で考えられるものについて構築していく形にするのか、あるいは、現段階でどのように調整していくのか、というようになると思えます。

今のご意見については、今後オリンピックを見据えてどういう形で計画を進めていくのかということになると思えます。

次に、リスコミとフードディフェンスの御意見ですが、リスコミの必要性というのは、先ほど廣瀬委員から、そして、皆さんからも御要望がありました、この辺についてもあらゆる機会をとおして情報発信、あるいはリスコミという機会を設けさせてい

ただ、必要性は感じております。ですので、改めて表現等も含めて考えさせていただければと思います。

それから、フードディフェンスについては、先ほど、森田委員からありました、どうやって排除するのかというところは非常に重要であるかと思えます。直近であれば、東京都の管理指導計画の中にも、今回事業者の方からの情報提供が極めて遅かったということもあり、事業者から、もっと早い段階で情報提供があれば、各自治体でもっと早い対応もでき、患者さんももっと少なかったかもしれないと考えます。もともとのコンプライアンスというか、事業者と行政との信頼関係とか、それから、情報の確保の仕方とか、もろもろについて事業者の方から積極的に情報をいただけないと。我々は警察組織ではないので、情報提供をいただいて対応することが非常に重要だと思います。推進計画ではありませんが都の管理指導計画の中に事業者の方への情報提供のあり方について、いろいろな機会を通じてお願いして行こうと考えております。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

ちょっと確認いたします。オリンピックの件については、この計画にはないが、ほかのところでは当然、施策としてやっている。そしてこの基本計画の中での取扱いは次の会議で明確にさせていただくということによろしいんですね。

【田崎食品監視課長】 扱い、そうですね、オリンピックへの流れを推進計画としてどういうふうに構築していくのか。考え方と計画の作り方というのは少し整理をさせていただきたいと考えます。

【大屋部会長】 他にございますでしょうか。

はい、お願いいたします。

【矢野委員】 先ほど、森田委員の後半のご意見のところ、都民がさまざまな理解を進めていく中で協力をしていけることというのも少し出てきたかなと思うのですが、条例に掲げられている3つ目のところの、関係者による相互理解と協力の推進という協力というところに関して、この間の計画の柱とかさまざまところがどうも都民とか消費者が受け身的な位置に置かれているといいますか、とにかく理解をなさいますか、それから意見は出せますよということですが、さらにもう一歩進んで理解を得た上で、さらに協力をできることをもっとやっていける状況づくりとか、そういったものが新たに入っていく、そういう時代にはもうなっているのではないかなと思います。例えば、部署は違いますけれども、消費生活基本計画のほうではかなり都民、消費者との連携、それから協力というか、具体的に一緒にやっていけることまで計画の中に入れて入っているわけです。農業関係の計画についても、そういったもう少し主体的に都民がかかわっていくというような文言も入れたりして入っているわけですが、どうも食品安全ということで、まずは科学的な基本姿勢が大事なわけですが、いつまでも理解をなさいますか、ただ意見を言えますよとか、そういう受け身ではなくて、さらに一緒にやれること、既に消費者団体は、例えば健康食品に関してはみずから学習会をしたり、それから東京都の率先した取り組みをPRしたりとか、さまざまやりますけれども、まだまだ柱の中にはそういったところまで余り期待されていないというか、一方では誤解した受けとめもまだまだあるわけですが、やはりもう一歩進んだ協力というところを取り込んでいく必要があるのではないかと思いますので、

これは今後のところで皆さんと一緒に検討していきたいなと思っています。

【大屋部会長】 時間が迫ってきておりますので、何か他にこれだけはということがあればお願いします。

じゃあ、お願いします。

【小島委員】 間違っているかもしれませんが、先ほど、フードディフェンスの話の中で、取材していて思ったのは、マルハさんの場合もそうだったんですけども、行政に相談しようとなぜ、思わなかったのかということなんです。その理由として、例えば、保健所が休みで連絡できなかった、日曜日にやっていることを知らなかったという人が企業側にいたという話を聞きました。ということは、結局、何か緊急事態が起きた時に、都や保健所に相談したら、こんなにプラスになるんだよということが伝わっていなかったんじゃないかということなんですよね。だから、行政側から発信する情報として、例えば、何かあったらこういうふうにならばいつでも相談に応じますと日ごろから発信していくことが必要です。また、何かあったら、こういう手順で解決していきますよというようなことを、企業側に示すことが大事だなと思いました。先ほどおっしゃった監視指導計画の中にそういうことが書いてあるかもしれませんが、行政側からそういうことを企業に呼びかけることも——私たちをもっと頼りにしてくださいと——大事ななとちょっと思ったので、一言付け加えました。

【大屋部会長】 それでは今の2点について、事務局お願いします。

【田崎食品監視課長】 まず、東京都は自主回収報告制度という制度を持っています。例えば、リスクの可能性のある食品の自主回収に着手した段階で都に情報提供をいただければ、東京都が都民に一律に情報提供をさせていただくというシステムがございます。

もう1つは、信頼性の問題もあるかもしれないですけども、年末の29日に発表した段階で、会社も役所も年末年始の休みにはいってしまいました。しかし、東京都には保健所が夜間休日でも対応できる仕組みがございます。夜でも休みのときでも、システムは動いていまして、保健所に連絡していただければしかるべき対応を、所轄のところに連絡が行く仕組みにはなっております。

ただ、12月29日の段階で事業者がプレス発表しましたが、同じような有症者というんですか、同様の症状のあった患者さんたちが、11月下旬あたりには既に発生していて、ある程度事業者の方も把握されていたという事実もあろうかと思えます。

そういった類似症状が複数人に発生した段階で、行政に情報提供していただき、行政と事業者と協力しながら被害発生防止に努めることが大事だというふうに考えております。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

これに関していろいろご意見があろうかと思いますが、時間がかかり迫ってきましたので、また次回でということにさせていただきたいと思えます。今まで今日この検討部会で出た内容について、事務局の方でまとめておりましたら、よろしく申し上げます。

【高橋食品安全担当係長】 本日は、多くのご意見ありがとうございました。たくさん出ましたけれども、表示の問題ですとか、健康食品、それからリスクコミュニケ

ーション、自主管理、放射性物質、フードディフェンス、オリンピック、さまざまな視点からご意見いただきました。また、リスクに関するデータですとか、そういったものを提供していただけないかといったようなご要望がございました。

そして、資料のつくり方としましても、今の現状の課題ですとか、そういったものにどうやって対応していくのかといったような見せ方、こういったご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえまして、事務局の方でまた基本施策をどのような形でお示しできるのか整理させていただいて、次回以降に、より具体的な形でお示しさせていただきたいと思っております。

【大屋部会長】 ありがとうございます。

それでは、議事次第に「その他」とありますが、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【大屋部会長】 ないですか。分かりました。

それでは、議事、皆さんには第1回の会議ということにもかかわらず、たくさんの有益なご意見を出していただいたこと、厚く御礼申し上げます。また、若干時間がオーバーしたことをおわびしながら、マイクを事務局にお返しいたします。

【田崎食品監視課長】 どうもありがとうございました。大屋部会長、議事進行どうもありがとうございました。

事務局の方から、次回の検討部会の開催予定についてお知らせさせていただきたいと思っております。次回の検討部会は、今年の5月14日、水曜日、15時からを予定させていただいております。本日、さまざまな意見をいただきまして、またそれを踏まえて、次回の検討部会を開催させていただきたいと考えております。

それでは、今日の検討部会はこれをもちまして閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中どうもありがとうございました。

午後3時02分閉会